

阪神高速 ^{あす}未来へのチャレンジプロジェクト

第2回 募集要項

<ご挨拶>

阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」をグループ理念とし、2030年を目標とする『阪神高速グループビジョン 2030』に6つの「ありたい姿」を掲げ、関西を取り巻く課題の解決とさらなる発展に貢献すべく、事業活動を行っています。また、良き企業市民として地域・社会の持続的発展に貢献するとともに、自らも成長することを目的に、「安全・安心」「人づくり」「地域・社会の活性化」「環境」を重点テーマとして、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

また、持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals（以下、SDGs）」の目標達成に事業活動を通じて貢献するとともに、SDGsの目標の1つである「17.パートナーシップで目標を達成しよう」で示されているように、地域・社会の課題のために事業を推進する市民団体と協働して、社会課題の解決に取り組むことが重要だと考え、2021年4月より「阪神高速 ^{あす}未来へのチャレンジプロジェクト」をスタートしました。

本プロジェクトは、ともに地域・社会の持続的発展を目指す当社グループのパートナーとなる団体の活動に助成を行い、明るい未来の共創を進めていくもので、今回が2回目の助成となります。

皆さまからのご応募を心よりお待ちしております。

阪神高速道路株式会社

【概要】

◎応募締切：2022年4月20日（水）17時00分 ※必着。メールで提出。

◎助成対象期間：1年間（2022年10月1日～2023年9月30日）

◎助成額：1事業あたりの助成上限金額は、50万円



【助成事務局(お問合せ・申請書類送付先)】

社会福祉法人大阪ボランティア協会 担当：谷垣・江淵

〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F 市民活動スクエア「CANVAS谷町」

電話：06-6809-4901、メール：challenge_project@osakavol.org

申請書等のダウンロードページ：https://www.kvnet.jp/challenge_project/

【主催】

阪神高速道路株式会社（主幹事）、阪神高速サービス株式会社、阪神高速技術株式会社、
阪神高速パトロール株式会社、阪神高速トール大阪株式会社、阪神高速トール神戸株式会社、
阪神高速技研株式会社、一般財団法人阪神高速地域交流センター

URL：<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/csr/>（阪神高速道路株式会社 企業情報サイト CSR情報）

■助成の内容

1. 助成の目的

市民団体との協働による社会課題の解決に取り組み、地域・社会の持続的発展及びSDGs達成へ貢献することを目的とします。



2. 助成対象

SDGs が掲げる“誰一人取り残さない”世界の実現への貢献を目指し、あらゆる人たちが、将来にわたって安全・安心に暮らしていけるための取り組みを支援します。

以下の ①まちづくり、②環境づくり、③人づくりのテーマに沿って、将来のありたい姿からバックキャストिंगして、助成対象期間に市民団体として単独でできること、あるいは市民団体同士や企業等と連携してできることを具体的な事業プランとして提案してください。創意工夫があって、チャレンジ精神旺盛な事業プランを応援します。

①安全・安心なまちづくり

“誰一人取り残さない”世界の実現への貢献のためには、平時および災害時にも地域に暮らす高齢者、子ども、障害者、難病を抱える人、医療的ケアが必要な人、在住外国人等々、あらゆる人たちも安心して暮らしていけるまちにしていくことが必要となります。

◎キーワード:防災・減災、交通安全、移動支援、要配慮者支援(スペシャルニーズ対応)、見守りなど

②持続可能な環境づくり

脱炭素社会の実現、気候変動への対応、脱プラスチックなど、持続可能な環境づくりのためには、市民、企業、行政などあらゆる立場で、当事者として意識変容と行動変容が必要となります。

◎キーワード:脱炭素社会、再生可能エネルギー、脱プラスチック、循環型社会、3R、生物多様性など

③次世代を担う人づくり

地域・社会が将来に渡って持続していくためには、次世代を担う若者や子どもたちが健やかに成長し、地域の文化的知識や技術を習得・伝承していくことが必要となります。

◎キーワード:持続可能な開発のための教育(ESD)、人材育成、若者・子ども支援など

3. 応募要件

①申請する事業の活動エリアに、阪神高速道路が通過する市町が含まれていること。

※阪神高速道路が通過する市町は以下の19市町

大阪府域・・・大阪市、池田市、豊中市、守口市、東大阪市、松原市、堺市、高石市、泉大津市、
忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市

兵庫県域・・・神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、川西市、伊丹市

②公益的な活動を行う非営利の市民団体であること（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、任意団体など）。

※一般社団法人、一般財団法人は非営利型に限ります。

③応募開始（2022年3月1日（火））時点で、団体としての活動実績が1年以上あること。

④定款、会則またはこれに相当する規約などがあり、事業報告書や決算書類など、過去の活動実績がわかる書類を提出できること。

⑤金銭を管理できる体制をもち、事業実施報告の提出ができること。

⑥宗教の普及や政治的活動を目的とした団体でないこと。また、特定の団体や個人の営利目的の活動を行う団体でないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員の統制下にある団体でないこと。また、暴力団と社会的に非難される関係を有していないこと。

4. 助成対象期間

1年間（2022年10月1日 ～ 2023年9月30日）

5. 助成額

1事業あたりの助成上限金額は、50万円

※審査によって助成額が減額されることがあります。

6. 助成件数

8事業程度

■ 応募と選考

1. 応募方法

「助成申請書」をホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、締切日（2022年4月20日（水）17時00分）までに、メールでご提出ください。

◆メール送付先：challenge_project@osakavol.org

◆メール件名：「【申請書提出】未来へのチャレンジプロジェクト（※団体名を記載）」

※1団体につき、1事業のみ申請が可能です。複数の申請があった場合は、いずれも無効となる場合がありますので、ご注意ください。

※本プロジェクトで助成を受けた事業の継続事業での申請はできません。

※「助成申請書」は、助成事務局のホームページ（https://www.kvnet.jp/challenge_project/）からダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、助成事務局までご連絡ください。

※応募はメールでのみ受け付けます。持参・郵送は受け付けませんのでご注意ください。なお、助成申請書等の書類は、メールに添付もしくは大容量ファイル送信サービスの利用等でお送りください。

※送付メールの宛て先もしくはCCに申請者ご自身のメールアドレスを入れ、送信着信確認をすることを勧めします。

※基本的には、一度提出された書類の差し替えはできません。十分に確認した上でお送りください。

※応募書類に不備がある場合は、選考対象とはなりませんのでご注意ください（例：必須提出書類が揃っていない、助成申請書が指定ページ数を超えている、メール受信時間が締切日時を過ぎている等）。

2. 応募書類

◆必須提出書類

①助成申請書（様式1、様式2）※Word形式でご提出ください
（助成事務局のホームページからダウンロードして記入してください）

②組織の規約を示すもの（定款、会則など）

③直近の事業報告書（過去1年以上の活動実績がわかる資料）

④直近の収支報告資料（過去1年以上の収支がわかる資料）。

⑤直近の貸借対照表 ※作成している場合のみ

⑥直近の財産目録 ※作成している場合のみ

※理事会・総会等で承認された決算書類等をご提出ください。

※各提出書類のファイル名称は、その内容がわかるようにしてください（例：直近の事業報告書のファイル名称「2021年度事業報告書.pdf」）

◆任意提出書類

⑦直近の事業計画書

⑧直近の予算書

⑨団体のパンフレット、ニュースレター、チラシなど ※5点まで

3. 応募締切

2022年4月20日（水）17時00分 ※必着

※メールでご応募ください。持参・郵送による応募は受け付けません。締切日必着です。

※応募書類受付後、受付確認のメールをお送りします。2022年4月29日（金）までに届かない場合は、応募書類が未受領の可能性があるので、助成事務局までご連絡ください。

4. 選考方法

選考は、次の2段階の方法で実施します。なお、いずれも外部アドバイザーより社会課題等に関する適切な情報提供を受けて選考を行います。

①書類選考：助成申請書を基に選考します。

※2022年6月上旬頃の実施を予定しています。

②本選考：助成申請書と応募団体との面接・質疑応答を基に選考します。

※2022年8月22日（月）・23日（火）の実施を予定しています。本選考に選出された団体には、書類選考結果通知時に、開催日時、場所等をお知らせします。（※こちらが指定する日時にお越しいただきます。）

※必要に応じて、追加資料の提出依頼や、電話ヒアリング、訪問などを行う場合があります。

5. 選考基準

以下の①～⑤の観点から総合的に評価し、選考します。

- ①整合性：本制度の目的に沿い、SDGsの達成を意識した事業である
- ②社会の課題やニーズの明確性：社会における課題やニーズが十分に把握されている
- ③実現可能性：目的達成に向けての計画が具体的かつ実現可能である
- ④創造性：創意工夫やチャレンジ精神が見受けられる内容である
- ⑤事業の継続発展性：将来にわたり事業の継続や発展が見込まれ、パートナーシップ拡大の可能性
がある

6. 選考結果

選考結果は、以下の期日により文書でお知らせします。なお、選考結果に関するお問合せには応じかねますので、ご了承ください。

- ① 書類選考の結果：2022年6月24日（金）発送予定
- ② 本選考の結果：2022年8月30日（火）発送予定

7. 助成決定後のスケジュール

8月30日（火）	助成決定通知を発送
9月9日（金）	助成金支払いに関する確認書類等の提出締め切り
9月30日（金）	助成金のお支払い
10月1日（土）～ 2023年9月30日（土）	助成期間 ※2023年4月に中間報告を行っていただく予定です
2023年10月31日（火）	事業実施報告書の提出締め切り
2023年11月（予定）	助成報告会を開催

※助成金は、2022年9月9日（金）必着で提出いただく確認書類に基づき、指定の銀行口座（口座名義が団体名のものに限り）に振り込みます。期日までに確認書類をお送りいただけない場合は、助成を実施しませんのでご注意ください。

※助成期間中に、活動経過をお問合せしたり、取材もしくは見学をさせていただく場合があります。

※助成事業の実施にあたり、当該事業の案内や開催要項、発行物などには、必ず「阪神高速 未来へのチャレンジプロジェクト助成事業」と明記してください。また、助成事業に関するチラシや発行物が完成した場合、新聞などで助成事業が紹介された場合などは、随時、阪神高速道路株式会社までお送りください。

※助成事業を中止したり、大幅に変更せざるを得ない状況になった場合は、事前に速やかに阪神高速道路株式会社にご相談ください。変更の適否を判断した上で、事情に応じて助成金の精算を行っていた

だきます。

※助成期間終了後、別途定める様式に従って、速やかに「事業実施報告書」を提出していただきます。報告内容で不適切な経費支出があったと認められた場合には、交付した助成金の全てまたは一部を返還いただく場合があります。また、納品書、領収書、書類の現物などの提出を求められることがあります。

※団体名、助成事業内容、成果等を主催者ホームページなどに掲載します。また、助成報告会の開催や社内報等への掲載などにも、ご協力ください。

8. 阪神高速グループのご紹介

阪神高速グループでは、阪神高速道路の「安全・安心」に密接に関わる保全点検、維持修繕、交通管理及び料金収受を中心に、専門的技術・知識を有する子会社を設立し、グループ経営体制を構築しています。さまざまな社会課題を解決し、地域・社会の持続的発展に貢献するため、すべてのステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にしながら、グループ一体となって事業活動を推進するとともに、保有する人的・物的資源やノウハウを活かして、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。



関連財団法人

(一財) 阪神高速先進技術研究所

阪神高速道路等の建設、管理に関する調査研究及び技術開発 等

(一財) 阪神高速地域交流センター

阪神高速道路等の沿道地域との連携推進に資する事業 等

【参考】持続可能な開発目標 (SDGs)

	目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3 (健康と福祉)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4 (教育)	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	目標 6 (水とトイレ)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	目標 8 (経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標 10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する
	目標 13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 16 (平和と公正)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 17 (パートナーシップ)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する